

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月4日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第72号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中

交付決定のとき	交付決定額	交付申請書又は 交付明細書	5000万円以上	5000万円未満	500万円超3000 万円未満	目的、交付決定番号、 交付決定年月日及び 金額	を
			(財源に国庫支出金を含むものを除く。)				
交付決定のとき (交付決定をし ない場合は支出 決定のとき)	交付決定額(支 出しようとする 額)	交付申請書又は 交付明細書	5000万円以上	5000万円未満	500万円超3000 万円未満	目的、交付決定番号、 交付決定年月日及び 金額(交付決定をし ない場合は目的及び 金額)	に改
			(財源に国庫支出金を含むものを除く。)				

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。